

平成28年 第3回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成28年3月28日(月) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
 - 1番 金崎 均 2番 水町 茂 3番 大西 準一
 - 5番 大福 裕子 6番 木浦 由子 7番 森 清一
 - 8番 永友 祥一 10番 永友 定己 11番 坂本 幸
 - 12番 宇治橋 俊美 13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第2 会期の決定(別記のとおり)
 - 第3 諸報告
 - 第4 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第5 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
 - 第6 議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
 - 第7 議案第15号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
 - 第8 議案第16号 高鍋町農業委員会農地相談員設置規則(案)について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、ただいまから平成28年第3回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

[議長]

こんにちは。本日の委員、13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第21条第3項により、総会は成立しております。

本日は、農業委員会等に関する法律第24条第1項に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますのでよろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、8番 永友 祥一委員・10番 永友 定己委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては別記のとおり、本日3月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】異議なしと認めます。よって会期は、本日3月28日の1日間と決しました。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告【3月】です。

3日（木）平成28年第1回高鍋町議会定例会が開会されました。会長、水町委員、事務局からは鳥井が出席しております。同じく3日（木）平成27年度第6回高鍋町特別融資制度推進会議が開かれております。会長、事務局からは三笠補佐が出席しております。7日（月）8日（火）9日（水）が第1回高鍋町議会定例会です。会長、水町委員、事務局から鳥井が出席しております。16日（水）女性農林漁業者ネットワーク交流会がメディキット県民文化センターで開催されております。木浦委員、大福委員が出席しております。18日（金）平成28年第1回高鍋町議会定例会最終日になります。会長、水町委員、事務局からは鳥井が出席しております。22日（火）現地調査です。宇治橋委員、永友清太委員、木浦委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席しております。23日（水）が農地あっせん委員会です。坂本（幸）委員、宇治橋委員、事務局からは鳥井、三笠補佐が出席しております。23日（水）宮崎県農業会議第422回常任議員会議がトラック協会で行われております。会長が出席しております。同じく23日（水）が第95回宮崎県農業会議通常総会となっております。宮崎県トラック協会で行われております。会長が出席しております。同じく23日（水）です。西都児湯管内農業委員会会長・農業者年金受給者協議会会長・事務局長会議が新富町役場で行われております。会長、事務局からは鳥井が出席しております。25日（金）高鍋町農業再生協議会通常総会が行われております。会長、事務局からは鳥

井が出席しております。同じく25日(金)です。平成27年度「人・農地プラン」検討会が行われております。会長、事務局からは鳥井、三笠補佐が出席しております。本日28日(月)が平成28年第3回高鍋町農業委員会総会となっております。全委員、全職員出席となっております。高鍋町役場で行われております。

業務計画【4月】です。1日(金)平成28年度辞令交付式です。会長が出席いたします。事務局からは全職員出席となっております。11日(月)が第1回常設審議委員会が宮崎県トラック協会で行われます。会長が出席いたします。この常設審議委員会と申しますのは農業委員会等に関する法律が4月1日から変わりました。今までは宮崎県農業会議に第何回常任会議員会議となっておりましたがこちらの方が常設審議委員会に名称が変更になりました。続きまして、20日(水)です平成28年度高鍋町認定農業者協議会総会がホテル四季亭で行われます。会長が出席されます。21日(木)が現地調査となります。水町委員、会長、大西委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席する予定です。28日(木)が平成28年第4回高鍋町農業委員会総会となります。全委員、全職員出席の予定です。業務報告・業務計画については以上です。

3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。

農地法5条申請。平成28年2月22日現地調査を行っております。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

賃借人 ○○○○、賃貸人 ○○○○、転用目的は駐車場で問題ありません。

以上です。

4ページをお開きください。農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 畑、面積 5,842㎡外1筆。賃貸人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、賃借人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。解約届出日 平成28年3月22日、解約成立日 平成28年3月1日、土地引渡時期 平成28年3月31日。解約の理由は、別の借入地が見つかったことによる合意解約です。

2番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番、田 983㎡他 13筆、賃貸人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 賃借人 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○ 解約届出日 平成28年3月24日 解約成立日 平成28年3月18日 土地引渡時期 平成28年3月31日 解約の理由は経営移譲による一括贈与のための合意解約です。

6 ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の解約です。

1 番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番地 田 1,012 m² 使用借受人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 使用貸渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 解約届出日 平成28年3月24日 解約成立日 平成28年3月18日 土地引渡日 平成28年3月31日 以上報告いたします。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】

[11番]

あっせん委員会の報告をいたします。今月3月23日午前9時半より鳥井局長、三笠補佐、宇治橋委員、私、坂本で 〇〇〇〇様 借受申出者 〇〇〇〇様とのあっせん委員会をいたしました。結果 大字〇〇字〇〇の畑 7,498 m²を反当たり〇〇総額〇〇円で成立したことを報告いたします。

[議長]

その他質問はございませんか。

それでは、質問等ないようですから以上で諸報告を終わります。

日程第4、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします事務局より議案の説明をします。

[事務局]

7 ページをご覧ください。議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1 番 無償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田 面積 1,019 m²外 33 筆 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 この件につきまして担当の坂本会長お願いいたします。

[15番]

はい説明いたします。〇〇〇〇と〇〇〇〇さんは親子であります、また地区は〇〇地区でございます。この度 〇〇〇〇さんが〇〇を超える高齢になりまして同居されている〇〇〇〇さんに一括贈与という申し出がありまして無償移転であがってきました。このように農業をされていますので別に問題は無い

と思いますのでよろしく申し上げます。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[13番]

業務報告にありましたように3月22日(火)に木浦委員、宇治橋委員と私、事務局から鳥井局長、佐野主査の5名で現地調査を行いましたので報告いたします。7ページの下から2番目 地番〇〇につきましては家庭菜園として色々な野菜が植えて活用されておりました。

8ページをお開きください。上から4番目地番〇〇につきましては育苗ハウスが建っておりまして早期水稻の苗が育苗中でありました。

それから、その下〇〇番につきましては山林原野と載っておりますが、実際山林化しておりましたけども〇〇から〇〇にあがる山の裾野にありまして手前の排水路との間に挟まれて取り付け道路も無いような状態で農地として条件の悪い土地だなというふうに見たところでした。その他の農地につきましては早い所では代掻きがされていたり水を入れている途中だったり、ロータリーかけがしてありきれいに管理されておりましたので問題無いと思います。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

11ページをご覧ください。農地法3条調査書をつけております。農地法3条第2項各号に該当していないため許可要件を満たしていると考えます。譲受人は申請地において水稻を栽培しております。今回の申請は親子間の贈与であり本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[事務局]

只今、説明報告が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。

本件原案のとおり賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

2番

賃貸借 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積 1,036 m²
外 2 筆 貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 借受人 〇〇大字〇
〇 〇〇番地 〇〇〇〇 この件につきまして 担当の渡瀬副会長お願いいた
します。

[14番]

説明いたします。この農地は数年前から〇〇〇〇が耕作をされておりまして、
今回正式に申請をするものです。よろしく申し上げます。

[議長]

それでは、現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。
す。

[13番]

報告いたします。担当委員から報告がありましたように、下2枚につきましては
すでに芝生がはってありまして一部切り取られて出荷されたような跡が
ありました。一番上の畑につきましては土おこしされた状態でロータリーをか
ければすぐにでも芝生が植えられるような状態で非常によく管理されてお
りました。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

12ページをご覧ください。

農地法3条調査書を付けております。農地法3条第2項各号に該当していな
いため許可要件を満たしていると考えます。

〇〇〇〇は平成16年2月に設立され、芝、甘藷苗、玉葱苗等の生産ならび
に販売・管理を行っています。今回の申請は、貸渡人が経営移譲年金受給の為、
借受人に経営移譲するものであり、農地利用については従来と変更が生じない
ことから本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確
保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。【質疑
なし】

それでは、質問もないようですから採決いたします。

本件原案のとおり賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。
よって、本件は原案のとおり許可と決定といたしました。

次に 日程第5 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

13ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 面積 149 m² 外1筆
です 使用貸借となります。使用貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇
使用借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は一般個人住宅
であります。担当の大福委員より説明をお願いいたします。

[5番]

説明をいたします。15ページをご覧ください。〇〇〇〇の北側の方になり
まして 現在みかんの木2本と柿の木1本が植栽されておりまして環境的に
は問題無いというふうに思います。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは夫婦の関係
にあり奥さんの名義の所に家を建てたいという事です。以上です。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った件について担当委員からの報告をお願い
します。

[12番]

先日、永友清太委員とともに現地調査を行いました。今説明がありましたと
おり、〇〇〇〇のすぐ北裏側になりますけども、ほか住宅地の真ん中になりま
す。今説明がありましたとおり現地は外壁が出来ていましたが中にはみかんの
木が2本あって小さい草が生えていて別に問題無いと思います。以上報告しま
す。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は都市計画用途区域第2種住居地域用途区域が定められた地区にあ
る農地である事から第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象で
あります。転用目的は一般個人住宅であり、転用面積は186 m²となっていま

す。

転用理由は現在アパート住まいをしておりますが、この度、使用貸渡人の土地に一般個人住宅を建設したいため今回の申請に至っております。

東側は町道でありその他隣接地は店舗及び住宅地であり農地には隣接しておりませんが町道を挟み東側に農地がございます。その農地の耕作物には被害を及ぼさないように土砂の流出を防ぐためブロック塀を設置し近隣の作物には被害を及ぼさないようにすることとなっています。汚水は公共下水道に、雨水は一部自然浸透とし、雨水の一部は東側町道側溝へ放流することとなっております。なお汚水は公共下水道に接続し雨水等については東側町道側溝へ放流するとの確約書が提出されております。事業費は建築費〇〇円、その他〇〇円合計〇〇円となっております、金融機関の住宅ローン等審査結果通知書が提出されており事業費的には問題無いと判断いたします。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

続きまして2番です。

農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 532 m²使用貸借となります。
使用貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 使用借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は一般個人住宅となっております。担当の永友定己委員より説明をお願いいたします。

[10番]

説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子で申請地は〇〇〇〇から200mほど南に行った所です。現況は畑ですが広さは532 m²でそこに一般個人住宅を建築したいとの事です。なお汚水は公共下水道へ雨水は東側の町道排水路へ、なお確約書も取られており何も問題無いかと思われれます。以上です。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いいたします。

[12番]

報告します。これは、〇〇になりますけども、住宅地の真ん中で隣近所住宅でございますが、〇〇〇〇さんの二階建の住宅が隣に建っておりました。その現地はきれいにしてあり畑としては使ってないようですが別に問題は無い土地だと思いました。

報告がありましたように周りに排水路もあり問題は無いと思います。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は都市計画用途区域第2種住居地域用途区域が定められた地区にある農地である事から第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。転用目的は一般個人住宅であり、転用面積は532㎡となっております。転用理由は現在まで両親と同居していたが、この度使用貸渡人の土地に一般個人住宅を建築したいため今回の申請に至っております。東側は町道でありその他隣接地は全て住宅地となっております。土砂の流出を防ぐため土地境界にはブロック積み工事をすることとなっております。なお汚水については公共下水道へ接続し雨水等については東側町道排水路へ放流するとの確約書が提出されております。事業費は建築費〇〇円その他〇〇円合計〇〇円となっております。金融機関の融資予約証明願、残高証明書が添付されており事業費的には問題無いと判断いたします。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第6 議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の設定についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

23ページをお開きください。

議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、所有権移転です。1番 農地の所在大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 3,153 m² 所有権を移転するもの 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受けるもの 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇より〇〇〇〇様へ農業経営基盤強化促進法による所有権の移転です。〇〇〇〇様の〇〇の隣にある畑 3,153 m²を〇〇円で話が成立した農地集積計画の物件です。作物は牧草だそうです、よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは質問も無いようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番地 畑 5,317 m² 所有権を移転するもの 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受けるもの 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇から〇〇〇〇様への強化法による所有権の移転です。作物は焼酎原料用甘藷だそうです。価格は 5,317 m²で総額の〇〇円です。〇〇〇〇さまは認定農業者でもありますのでよろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問も無いようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

次からの案件につきましては〇〇委員の同居親族に関する事項の案件となり、農業委員会等に関する法律第24条第1項に該当し〇〇委員につきましてはこの案件の議事参加が出来ませんのでしばらくの間ご退席をお願いします。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番地 畑 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 今回の申請が転用であることから概容説明を事務局からいたします。申請地は農業振興地域内の農用地区域であります。目的が農業用施設に該当する農畜産物加工施設であるため転用の対象となります。また農業振興地理整備計画においても農業用施設用地に用途変更されております。転用目的は〇〇の建設であり面積はこの後の案件3件と合わせて 3,687 m² となっています。転用理由は既存の〇〇が〇〇の〇〇に伴い移転の必要が生じたことまた〇〇の増設を実施するとの理由から今回の申出に至っております。担当代理の永友祥一委員よりご説明をお願いします。

[8番]

説明いたします。この申請は強化法による所有権移転で〇〇〇〇が農業施設の〇〇を建設するものです。場所は〇〇の西側の道を南へ約200m位入ったところの農地です。〇〇〇〇さん本人の土地と次のページに〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの土地を含めて 3,687 m²の畑が対象となります。雨水については敷地内に集水します。排水パイプを設置し東側排水路に流し処理をするということですので問題は無いかと思えます。現在の〇〇は引き続き使用し新しい〇〇は主に焼酎用の米を処理するという事を聞いております。以上です。

[議長]

事務局及び担当の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。【質疑なし】 それでは質問も無いようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

[事務局]

訂正いたします。

先ほど 3番の目的地を読みあげる時に〇〇番と申し上げました。

〇〇番に訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

それでは24ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 932 m² 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇

○大字○○ ○○番地 ○○○○ 担当代理の永友祥一委員よりご説明をお願いします。

[8番]

今説明したとおりです。面積が 932 m²で金額が○○円だそうです。以上です。

[議長]

事務局及び担当の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問も無いようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

たびたび訂正で申し訳ありません。議案書の○○○○の住所が○○となっております農地台帳の入力ミスかと思えます。大字○○に訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

それでは5番です。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 305 m²外4筆 所有権を移転する者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 所有権の移転を受ける者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 担当代理の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

これも先ほどと同じで 1,340 m²で○○円だそうです。

[議長]

事務局及び担当の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問も無いようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

○○委員、席へお戻りください。

[事務局]

25ページをお開きください。

6番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 1,455 m²外1筆 所有権

を移転する者 大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者
〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本幸委員にご説明をお願いいた
します。

[11番]

今月の23日にあっせんが成立した畑です。〇〇〇〇様より〇〇〇〇への所
有権の移転ですが場所は近隣に目標となる場所が見つからないのですが、〇〇
〇〇があります。その上の方に行ってもらったら2k位行った左側になります。
購入された目的ですが繁殖牛の採草放牧地という事です。よろしくお願いま
す。

[議長]

事務局及び担当の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。

金額はいくらですか。

反当〇〇です。7,498 m²で総額〇〇円です。

[議長]

それでは質問も無いようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認
めます。

よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

[事務局]

26ページをお開きください。利用権設定です。

農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番地 田 2580 m²外2筆 利用権を設
定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者〇
〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 本申請地につきましては未相続農地とな
っていますが利用集積計画書において権利者の過半の同意が得られている事
を確認しております。

担当の永友清太委員よりご説明をお願いいたします。

[13番]

説明いたします。農地の所在の〇〇番は〇〇から国道を挟んで東側に広がる
水田地帯の北側工業団地に近い方にあります。今はもう代掻きがされておいま
す。後の2枚につきましては〇〇から〇〇に向かいまして〇〇の手前に橋があ
ります、〇〇が流れておりますがその〇〇を挟んだ所にあります。〇〇の方は

ロータリーがかけてありまして、もう1枚の方は代掻きが終わっている状況です。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さんは昨年までも〇〇〇〇さんから作業委託を受けて田植とか稲刈り等をしておられました。今回新規で利用権を設定されることになったわけです。〇〇〇〇さんは認定農家でありましてブロイラー養鶏から早期水稻を作っておられますので問題は無いかと思えます。賃借料につきましては反当〇〇円となっております。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問も無いようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 5842 m²外1筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の渡瀬副会長よりご説明をお願いいたします。

[14番]

説明いたします。〇〇〇〇さんは2年前位から新規就農のような形で〇〇をしながら農業をされている方ですが、近くの〇〇〇〇さんの畑を借りて甘藷を植え付ける計画だそうです。ようやくまとまった畑が借りれるということで頑張っておられるようです。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問も無いようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 3,610 m² 利用権を設定する者 大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇

大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 本申請地につきましては未相続農地となっておりますが利用集積計画書において権利者の過半の同意が得られている事を確認しております。担当の坂本幸委員によりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。只今、副会長が説明された〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんのご主人でしたが亡くなられており登記がされてなかったと思います。

〇〇〇〇さんは〇〇より〇〇に移住されて新規就農で頑張っておられます。作物は焼酎原料いも他色々聞いております。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問も無いようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

[事務局]

27ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番地 畑 1,186㎡外5筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。

〇〇〇〇様から〇〇〇〇様への強化法による利用権の設定です。〇〇〇〇さんは以前は〇〇の〇〇の認定農業者だったのですが、その後、〇〇〇〇に入られて現在自分で農家を始めておられます。今回は認定も取って一生懸命頑張っておられます。作物としては焼酎用原料甘藷だそうです。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問も無いようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

5番 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 921㎡、外2筆。利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の金崎委員よりご説明をお願いいたします。

[1番]

利用権の再設定でございます。場所は上の2枚は〇〇の北側、一番下が東側、一番下は現在育苗ハウスをしておられます。田んぼの方は代掻き前の段階です。〇〇〇〇さんは〇〇出身で嫁がれて〇〇で仕事をされておられます。〇〇〇〇さんは認定農家で手広くされておられまして別に問題無いと思います。よろしくをお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問も無いようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

28ページをお開きください。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 558㎡、外3筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の永友定己委員よりお願いいたします。

[10番]

説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権の設定です。現地は〇〇で解りにくい所ですが現況は4筆ですが畦がとってあって2筆になっております。〇〇〇〇さんは機械も全て揃っていて何も問題は無いと思われま

[議長]

事務局及び担当の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問も無いようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 983 m²、外 13 筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[15番]

説明いたします。〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇への利用権の設定です。最初にあがった合意解約で〇〇〇〇さんのお父さんの〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに経営移譲で合意解約がありましてこの度息子さんの〇〇〇〇さんから再度〇〇〇〇への利用権の設定です。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問も無いようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

30ページをご覧ください。

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1012 m² 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[15番]

説明いたします。先ほど説明したとおりですけど今度新たに1筆を〇〇〇〇へ利用権の設定をするものです。別に問題は無いと思うのでよろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問も無いようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

しばらく休憩をいたします。

3時10分から開始します。

それでは始めたいと思います。

[事務局]

すみません、28ページを再度お開きください。利用権の設定を受ける者で〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇と申し上げてしまいました。〇〇〇〇様の間違いです。訂正いたします。

それでは続きまして、日程第7 議案第15号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

[事務局]

31ページをお開きください。

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について説明いたします。この案件につきましては平成21年度より農業委員会の活動の透明化を図る主旨で地域住民への情報提供、地域住民からの情報収集ということで始められたものです。この案件につきましては承認をいただいた後、高鍋町のホームページに公表あるいは農業委員会窓口に備え置き、広く住民の方の意見等をいただくことになっております。意見集約期間は4月1日から4月30日の間となり住民の方の意見等をまとめたうえで5月の総会に再度議案として提出しご協議いただいたうえで確定することとなっております。確定後は国、県へ報告することとなっております。

それでは詳細について説明をいたします。

1番 法令事務に関する点検

1. 総会等の開催及び議事録の作成について

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況につきましては周知をしている、周知方法につきましては、役場前の庁舎掲示板及び高鍋町のホームページにおいて周知。

(2) 総会時の議事録については作成しております。30日間の作成となっております。

(3) 議事録の内容については詳細なものを作成しております。皆さんがご発言したとおりに記載をしているところであります。

(4) 議事録の公表につきましては公表いたしております。町のホームページ事務局に備え付けております。なお公表する際には氏名、住所、金額等個人を特定するものについては隠しまして公表しているところです。

続きまして32ページです。

2. 事務に関する点検です。

(1) 農地法第3条に基づく許可事務 21件 不許可は 0件です。事実関係の確認につきましては農業委員3名 事務局職員2名によりすべての案件の現地調査を実施しております。

総会等での審議につきましては1件毎に事務局及び担当農業委員が説明するとともに現地調査結果の報告を農業委員が行い質疑をうけ1件毎に採決を行っております。

申請者への審議結果の通知につきましては申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数につきましては21件です。審議結果等の公表につきましては議事録を閲覧、町のホームページに掲載することにより公表いたしております。

続きまして

(2) 農地転用に関する事務につきましては平成27年が30件になります。事実関係の確認につきましては3条と同じく農業委員3名 事務局職員2名によりすべての案件の現地調査を実施しております。

総会等での審議につきましても3条と同じく1件毎に質疑を受け採決を行っているところです。

結果の公表につきましても3条と同じく議事録を閲覧、町のホームページに掲載することにより公表をおこなっているところです。

処理期間といたしましては農業会議、県の期間等がございますので申請書受理から45日処理期間(平均)43日となっております。

続きまして

(3) 農業生産法人からの報告への対応です。

管内の農業生産法人が24法人となっております。その内報告書を提出している法人が15法人です。提出してない法人に対しましては督促を行った件数

につきましては9法人、未だ報告してないところが9法人となっています。提出してない理由につきましては法人により決算時期が異なるため提出がされていないということです。

続きまして

(4) 情報の提供等です。

賃借料情報の調査・提供となります。実施状況につきましては調査対象賃貸借件数が 279 件で公表は平成 28 年 3 月に町のホームページにおいて公表いたしております。

農地の権利移動等の状況把握につきましては調査対象権利移動等件数が 168 件で取りまとめ時期が平成 28 年 3 月となっており情報の提供方法といたしましては申請書をホームページに掲載してどなたでもパソコンで申請書を作成することが出来るようになっております。

農地基本台帳の整備につきましては整備対象農地面積が 1,664ha でデータ更新については随時実施しているものです。

続きまして

(5) 地域の住民からの意見です。

27年度になりまして地域の住民の方からの意見については、3条に基づく許可事務、転用に関する事務、農業生産法人からの報告への対応、情報の提供、その他法令事務に関するものにつきましては特にご意見はいただいております。

続きまして35ページです。

法令事務に関する評価です。

1番、現状及び課題です、管内の農地面積 1,664ha、遊休農地面積が 101.13 ha になります。割合については 6.08%となります。

2番、平成 27 年度の目標及び実績につきましては、目標で 3 ha の解消を目標といたしておりましたが実際には 12.57 ha 419%の解消となっております。こちらは農業委員さんからの積極的な働きかけと事業によって解消した面積、一番多く占めておりますのが自分自身で解消した面積が 10 ha 以上と多くなっているところでございます。

2番の目標の達成に向けた活動実績につきましては調査実施時期 11月に皆さんの方に利用状況調査をお出しいたしました。実数といたしましては農地相談員を含めて 14名です。調査結果取りまとめ時期につきましては12月から1月において取りまとめを行っております。調査方法は調査区域を管内全域の農業委員担当区域毎に区切って道路からの目視による巡回を行い、遊休化している箇所につきましては地図上に記録しています。こちらの記録した用紙につきましては各農業委員さんに配布されているところでございます。

続きまして

4番の評価の案といたしましては目標に対する評価は目標を達成いたしております。活動に対する評価の案といたしましては遊休農地所有者への指導は活発に行ったが新規発生や経費高のために解消が進まなかった。実際解消はされておりますけども、それにも増して新たに発生する遊休農地が増えているというような状況になっております。

地域の農業者等からの意見につきましては特にございませんでした。地域の農業者等からの意見を踏まえた評価の決定に対しましては目標達成。遊休農地所有者への指導は活発に行ったが新規発生や経費高の為に解消が進まなかったとなっております。

促進等事務に関する評価についてです。36ページです。

認定農業者等担い手の育成及び確保についてです。現状及び課題につきましては農家数575戸、うち主業農家が199戸、農業生産法人24法人となっております。認定農業者につきましては130経営です。

平成27年度の目標実績につきましては、目標といたしまして認定農業者を125経営、実績といたしまして130経営が目標を上まわっているところで104%となっております。目標の達成に向けた活動といたしましては、意欲的農業者に対しては利用権設定や所有権移転等により集積を進め認定の推進を行うことを計画としてあげてみました。

活動実績につきましては、意欲ある農業者について担当課と連携し認定の推進を図ったところがございます。

評価の案につきましては、104%ですので目標達成、地域農家との意見交換が進んだというふうに考えているところです。

地域の農業者からの意見等につきましては特に意見はございませんでした。

地域の農業者等からの意見を踏まえた評価の決定につきましては先ほど申し上げました(4)の評価案と同じでございます。

続きまして担い手への農地の利用集積です。

(1)現状及び課題、管内の農地面積が1,664ha これまでの集積面積が619haで集積率につきましては37.2%となっております。課題につきましては担い手の高齢化等により経営面積に限界があることや農地が分散している経営体も見受けられるため、経営地周辺に集積する必要があると考えられています。

平成27年度の目標及び実績です。目標は30haをあげておりましたがけども27年度中には28.2haと94%の達成状況でした。目標に向けた活動につきましては活動計画、担い手への農地の利用集積に向けたあっせん事業や特例事業の取組。活動実績は農業委員や事務局職員によるあっせん事業や特例事業を推進いたしました。

(4)評価の案につきましては、T P P問題等もあって水田の利用集積が困難であった。

活動に対する評価の案といたしましてはあっせん事業や特例事業を推進したが、目標は未達成に終わっております。

地域の農業者等からの意見等につきましては、特に意見等はありませんでした。

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定につきましては農家の方からの意見がございませんでしたので(4)の評価の案そのままでした。

続きまして38ページです。

転用違反への適切な対応、管内の農地面積1,664ha 転用違反面積につきましてはha単位になっておりますのでここには記載できる数字はございませんでした。27年度の目標及び実績につきましては、目標0 実績0 目標の達成に向けた活動につきましての活動報告、違反転用発生の未然防止に向けた取り組み、活動実績といたしましては、農業委員や事務局職員によるパトロールの実施をいたしております。

(4) 評価の案、農家に対する評価の案につきましては常に違反の転用がないことを目指す事が出来ました。

活動に対する評価の案にといたしましては、農地パトロールの成果があり違反転用の未然防止につながっていると考えてます。

地域の農業者等からの意見等につきましては特に意見はございませんでした。

地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定につきましては農業者等からの意見がございませんでしたので(4)の評価の案と同じとなっております。

続きまして39ページです。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画です。28年度から様式が変わります。新しい様式になりまして 農家・農地の概要が追加されております。

続きまして40ページです。

担い手への農地の利用集積・集約化については、1,664 ha これまでの実績が619 ha 37.2%の集積率となります。

2番の28年度の目標及び活動計画につきましては、集積面積を649 haにし新規集積30 haを目標としています。目標設定の考え方としましては平成27年度に28 haの実績を踏まえ平成28年度は30 haとしています。

活動計画といたしましては年間を通じて、担い手への農地の利用集積に向けたあっせん事業や特例事業を実施いたします。

3番 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、27年

度新規参入者が3経営体 28年度新規参入も3経営体 29年度も3経営体と目標設定しております。

課題等につきましては、新規参入者は農家の高齢化に伴い減少傾向にあり、そのため農地の遊休農地化が大きな課題となっています。

28年度の目標及び計画につきましては、年間を通じて新規参入者への農地あっせん事業等を実施していくこととしております。

続きまして41ページです。遊休農地に関する措置です。

管内面積1,664ha、遊休農地面積101ha、6.07%となっております。

2番 平成28年度の目標及び活動計画につきましては調査員14名で今年度から8月までに利用状況調査を終えなさいということになっておりますので、通常でしたら11月で行う所を5月から8月の間で計画していきたいと思っております。

皆さん、水田等で耕作されている方にとりましては大変厳しい月ではあると思っておりますが5月から8月のほうで計画させていただきたいと思っております。

調査結果の取りまとめにつきましては8月から10月です。調査方法といたしましては調査区域を管内全域の農業委員担当区域毎に区切り道路等からの目視による巡回を行い、遊休農地化している箇所について地図上に記録することとしております。

利用意向調査につきましては、実施時期、国の方から11月末までに意向調査を発送しなさいということになっておりますので9月から11月といたします。まとめを12月から3月に行いたいと思っております。

5番です。違反転用への適切な対応といたしまして、管内農地面積1,664ha、転用違反面積0ha 活動計画といたしましては年間を通して農地パトロール等による違反転用の未然防止に向けた取組を行うこととしております。

42ページにございます表は今申し上げた数値が全部載っているところでございます。以上です。

[議長]

事務局の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

続きまして日程第8 議案第16号 高鍋町農業委員会農地相談員設置規則(案)についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

[事務局]

43ページをお開きください。

議案第16号 高鍋町農業委員会農地相談員設置規則(案)についてでございます。

今、農地相談員、皆さんと農地利用権調査をやっている方が1名いらっしゃいますけども、今まで高鍋町役場の嘱託職員という形で来ていただいております。

読み上げます。高鍋町農業委員会農地相談員設置規則(案)

(趣旨) 第1条

この規則は、高鍋町農業委員会(以下「委員会」という。)が農地集積・集約化対策事業実施要項(平成26年2月6日付け25経営第3139号)に基づき行う機構集積支援事業(以下「事業」という)を円滑に実施するために農地相談員を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 農地相談員は、次の職務を行う。

- (1) 農業者等からの農地の権利取得、相続、贈与及び有効利用並びに農業経営等に関する相談。
- (2) 委員会の許可等の業務を適切に実施できるよう、総会等の議事録の作成方法に関する個別具体的な助言。
- (3) 農業委員及び職員等の研修における研修資料作成及び講師の補助。
- (4) 耕作放棄地解消に係る補助。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、委員会が行う事務の補助。

(任命及び任期)

第3条 農地相談員は、地域農業に精通した者のうちから委員会会長が任命し、任期は、事業期間内とする。

(勤務日及び勤務時間等)

第4条 農地相談員の勤務日は、週5日以内とし、委員会会長の指定した日とする。

2、前項の勤務日における勤務時間は、午前8時25分から午後5時10分までとする。

(報酬)

第5条 農地相談員の報酬は、高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び

費用弁償に関する条例（昭和47年高鍋町条例第1号）別表第1専門委員その他の非常勤の職員に準ずる報酬の額とする。

（服務）

第6条 農地相談員は、その職務を遂行するに当たってはこの規則に定めるもののほか、関係法令を遵守しなければならない。

（委任）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。以上です。

[議長]

事務局の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。

[7番]

何人位予定されておられますか。

[事務局]

1名です。

[7番]

4月1日から来られているのですか。

[事務局]

機構集積支援事業という補助金で農地相談委員の方に来ていただいていますので機構集積支援事業で交付決定が来た後から来ていただくこととなります。規則自体は4月1日からになりますけれども農地相談委員の方が来られるのはそれ以降になるというふうに考えております。

[議長]

その他質問はありませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが事務局からその他連絡事項がありましたらお願いします。

それでは、これをもちまして、平成28年第3回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(15時30分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 8 番

署名委員 10 番